

「兵庫県森林ボランティア団体連絡協議会」会則

(名称)

第1条 本協議会は、兵庫県森林ボランティア団体連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、兵庫県内における森林ボランティア活動において、各団体間の情報交換や交流を進め、森林整備の技術、安全対策、企画運営、人材育成、学習活動、普及啓発などを研鑽することにより、森林ボランティア活動の輪を社会全体に広げ深めていくことを目的とし、もって県民総参加の森づくりに寄与することとする。

(事業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の情報の交換と交流
- (2) 会員の活動に関する広報
- (3) 森林ボランティア活動に関する情報の収集及び提供
- (4) 森林ボランティア活動の普及啓発
- (5) 関係団体への提言等
- (6) 森林育成の研究、指導
- (7) その他、本協議会の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 本協議会は、本会の趣旨に賛同して入会した森林ボランティア活動を行う団体を会員として組織する。

(入退会)

第5条 会員になろうとする団体は、会長あて入会申込書を提出しなければならない。

2 退会する団体は、会長あて退会届出書を提出しなければならない。

(役員)

第6条 本協議会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
会計	1名

2 会長及び副会長、会計は、委員の互選により総会で決定する。

3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

4 副会長・会計が任期途中で退任した場合は、委員会において代行を決定する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本協議会を代表し、会を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

3 会計は、予算の管理及び執行を行う。

(総会)

第8条 本協議会は、原則として1年に1回総会を開催する。

2 総会は、会長がこれを招集する。

3 会長が認めたときは、臨時に総会を開催することができる。

4 総会は、総会員数の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席会員の過半数をもってこれを決する。

(事務局)

第9条 本協議会の事務を行うため、事務局を置く。

(事業年度)

第10条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(設立年月日)

第11条 本協議会の設立年月日は平成17年9月25日とする。

(補則)

第12条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成17年9月25日から実施する。

(経過措置)

2 この会則施行の日以後最初に開かれる総会で会長が選任されるまでは、兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり室長が会長を務める。

附 則

この会則は、平成26年6月4日から改める。

附 則

この会則は、令和2年7月31日から改める。